

別表第1 愛知県において公正な契約の執行を妨げたことによる措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 県が締結した契約に係る物品の製造等（以下「県発注物品等」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格審査申請書（物品の製造等）及びその添付書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(契約の締結又は履行の妨害)</p> <p>2 県発注物品等の契約の締結又は履行することを相当の期間妨害したとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>(監督又は検査の妨害)</p> <p>3 県発注物品等の契約に係る契約担当者の監督又は検査を妨害したとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>(粗雑な物品等の納品)</p> <p>4 県発注物品等の契約の履行に当たり、過失により粗雑な物品等を納品したと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。 5 県内における物品の製造等で前号に掲げるもの以外の契約の履行に当たり、過失により物品の製造等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>6 第4号に掲げた場合のほか、県発注物品等の契約の履行に当たり、契約に違反し、物品の製造等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上6か月以内</p>
<p>7 前号に該当し、違反内容が故意（重過失を含む。）かつ重大であると認められる場合において、県が請求した違約金等を滞納しているとき（同号の措置要件に係る指名停止の期間中に納付が確認されたときを除く。）。</p>	<p>前号の措置要件に係る 指名停止の期間終了日の翌日から納付が確認されるまで</p>

別表第2 贈賄に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>1 次の(1)又は(2)に掲げる者が、県の職員（法令等により公務に従事する議員、委員等の特別法上公務員とみなされる場合を含む。以下この表において同じ。）に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者（以下「役員等」という。）</p> <p>(2) 有資格業者の使用人で(1)に掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から</p> <p>2 4 か月</p> <p>2 4 か月</p>
<p>2 次の(1)又は(2)に掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対し行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 役員等</p> <p>(2) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から</p> <p>3 か月以上 9 か月以内</p> <p>1 か月以上 3 か月以内</p>
<p>3 次の(1)又は(2)に掲げる者が、県外の他の公共機関の職員に対し行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 役員等</p> <p>(2) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から</p> <p>3 か月以上 9 か月以内</p> <p>1 か月以上 3 か月以内</p>

別表第3 不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>1 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項1号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12か月以上</p> <p>24か月以内</p>
<p>2 県発注物品等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>18か月以上</p> <p>24か月以内</p>
<p>(談合又は競売入札妨害)</p> <p>3 役員等又はその使用人が、談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から</p> <p>12か月以上</p> <p>24か月以内</p>
<p>4 県発注物品等に関し、役員等又はその使用人が談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>18か月以上</p> <p>24か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>5 別表第1、別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上9か月以内</p>
<p>6 別表第1、別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等(有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)をいう。)が、禁固以上の刑に当たる犯罪容疑で公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上9か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(その他重大な事案)</p> <p>7 別表第1、別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、重大な事案が発生し、当該有資格業者が契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	審査会で決定